

川崎市卸売市場施設内における放置自動車に係る処理要綱の改正及び不利益処分の基準の制定に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市卸売市場施設を適正に管理し、快適な利用環境を維持するため、市場内に長期間放置されている自動車について、川崎市卸売市場施設内放置自動車処理要綱（以下、「要綱」という。）に基づいて処理してまいりましたが、放置自動車の所有者等が判明したもの、本人と連絡が取れない場合等において、要綱に基づいて車両の撤去処分を進めることができないという課題が生じていたことから、要綱に基づく撤去指示に従わない放置自動車の所有者等に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく措置命令及び支障の除去等の措置（撤去処分等）を実施できるよう、要綱の改正及び不利益処分の基準を制定する方向で検討を進め、このたび、広く皆様から御意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

その結果、5通（意見総数8件）の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市卸売市場施設内における放置自動車に係る処理要綱の改正及び不利益処分の基準の制定について
意見の募集期間	令和7年9月29日(月)から令和7年10月29日(水)まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、ファクス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none">市ウェブサイト情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館中央卸売市場北部市場（川崎市宮前区水沢1-1-1 管理事務所棟3階）地方卸売市場南部市場（川崎市幸区南幸町3-126-1 管理事務所棟3階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">市ウェブサイト情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館中央卸売市場北部市場（川崎市宮前区水沢1-1-1 管理事務所棟3階）地方卸売市場南部市場（川崎市幸区南幸町3-126-1 管理事務所棟3階）

3 結果の概要

意見提出数（意見総数）		5通（8件）
内訳	電子メール（フォーム）	2通（3件）
	FAX	2通（3件）

郵送	0通 (0件)
持参	1通 (2件)

4 意見の内容と対応

今回のパブリックコメント手続きでは、要綱改正等に関する意見のほか、警備の強化等に関する要望などが寄せられました。

寄せられた意見は、案に沿ったものや、本市が取組を進めていく上で参考とさせていたるものであったことから、今後の放置自動車の処理等において参考とさせていただくとともに、要綱の改正及び不利益処分の基準の制定については、当初お示しした内容に沿って手続きを進めてまいります。

(1) 意見に対する対応区分

- A : 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B : 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C : 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D : 案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E : その他

(2) 意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 要綱改正等に関すること	0	5	0	0	0	5
(2) その他	0	0	2	0	1	3
合 計	0	5	2	0	1	8

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 要綱改正等に関すること（5件）

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	長期間放置されている自動車に対する措置はぜひ進めていただきたいです。	これまで放置自動車の所有者等が判明したもの、本人と連絡が取れない場合等において、車両の撤去処分を進めることができます。	B
2	放置自動車は買出人の方々に悪印象を与えている。食品を取り扱う施設なのだから、さっさと放置自動車を処分して、綺麗な市場を目指して欲しい。放置自動車の処理強化に賛成します。	きなかったものが、今回の要綱改正及び不利益処分の基準を制定することで、撤去処分を進めることができます。で、当初お示しした内容に沿って要綱改正等に向けた手続きを進めてまいります。	B
3	長時間に渡る放置車両があると、来場者や市場関係者の通行、駐車の妨げとなり営業に支障が出る。景観の悪化や不衛生の原因になる。万が一		B

	の火災や不法投棄等の危険を誘発する。などの懸念がありますので、早急にスムーズな撤去処分が可能となるような体制を整えていただきたい。	
4	市場内に複数台の放置自動車がある事については認識しておりました。所有者が判明している放置車は撤去費用を請求する等までと概略ではなっていたので、良いことだなと思いました。	B
5	今回の改正を機に放置自動車を一掃してもらいたいと思います。	B

(2) その他（3件）

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	不法投棄自動車があると、外観も悪くなるだけではなく、事業者内でも駐車スペースを奪われる。今後は、不法投棄がおきないよう、日々の巡回や管理などを徹底してもらいたい。その際にはルール化し、きちんと市場内全体に周知してもらいたい。	<p>放置自動車については、景観や衛生環境の悪化だけでなく、場内事業者や来場者が利用できる駐車場の減少に繋がるため、放置自動車の処理を進めるだけでなく、放置自動車を発生させないことが重要であると考えております。そのため、警備による巡回や指定・許可外の駐車区画等に数日間停めたままになっている車両については早期の対応を行うこと等により、放置自動車の発生を防止する取組も進めてまいります。</p> <p>また、場内駐車場利用のルールや管理方法等について文書で適宜周知するとともに、放置自動車の発生防止に向けた新たな取組を行う際には、場内事業者の意見等も踏まえ、市場全体で取組を進められるよう調整を行ってまいります。</p>	B
2	警備の巡回監視強化。所有者が判明した時の罰則を作るか強化すべき。	放置自動車の処理を進めるだけでなく、放置自動車を発生させないことが重要であると考えておりますので、警備による巡回や指定・許可外の駐車区画等に数日間停めたままになっている車両については早期の対応を行うこと等により、放置自動車の発	C

		<p>生を防止する取組も進めてまいります。</p> <p>また、今回の要綱改正及び不利益処分の基準の制定により、新たに所有者に対して法律に基づく措置命令、撤去処分及び撤去費用の請求を行えるようになることから、所有者が判明した場合には、改正した要綱に沿って適切に対応してまいります。</p>	
3	川崎港（東扇島）等駐車場に放置されている自動車にも拡充して対応していただきたいです。	<p>川崎港内の港湾局が管理する施設につきましては、施設の良好な保全と快適な環境の維持を確保することを目的として、施設内に放置されている自動車等については、「港湾局管理施設放置自動車処理要綱」に基づき、処理を行っているところでございます。</p> <p>いただきました御意見は、関係部署と共有してまいります。</p>	E